

和歌山徳島航路地域公共交通総合連携計画

(和歌山徳島航路活性化連携計画)



平成21年12月

和歌山市・徳島市

目 次

■はじめに	1
■現状と課題	2
1. 和歌山徳島航路を取り巻く状況	2
2. 和歌山徳島航路の現状	3
(1) 運航の現状	3
(2) 輸送量の推移	3
(3) 収支バランスの現状	3
3. 和歌山徳島航路活性化・再生に向けた課題	5
(1) 効果的な利用促進の取り組み推進	5
(2) 経営等効率化の取り組み推進	5
■和歌山徳島航路地域公共交通総合連携計画	8
1. 基本的な方針	8
2. 連携計画の区域	9
3. 目標	10
4. 事業の体系と施策及び実施主体	11
5. 計画期間	13
6. 計画の実現・評価・改善のために	14
(1) 事業推進体制	14
(2) 事業の評価と改善	14
■和歌山徳島航路活性化協議会	15
和歌山徳島航路活性化協議会規約	15
和歌山徳島航路活性化協議会委員名簿	18

■ はじめに

内航フェリーは、1960年代から経済成長に伴う国内輸送需要の拡大に対応して整備が拡充され、フェリーの持つ様々なメリットが評価されて利用量も増大して、わが国の重要な輸送手段として位置付けられた。しかし、近年の高速道路や本四架橋などの交通インフラの整備が利用量に大きな影響を与え、利用量の減少によって、その事業運営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

特に、平成20年までの原油価格の高騰や秋以降の米国発金融不安に端を発した世界的な景気後退、そして経済対策の一つとして実施された高速道路利用料金の大幅な割引実施は、フェリー航路利用需要の減少に拍車をかけ、その輸送量の落ち込みは航路の存続に影響を与えようとしている。

フェリーは、わが国の物流・人流を担う公共交通機関として、災害時における緊急・救援輸送機関として、国民生活を支える重要な役割を担っている。また、環境問題が地球規模の大きな課題となるなか、陸上輸送から環境負荷の低い海上輸送への転換を促進する「モーダルシフト」の主役の一つの手段としても位置付けられる。

なかでも、和歌山徳島航路は、和歌山と徳島の地域間交流と生活を支える重要な交通機関として位置付けられるため、当該航路の維持・活性化を図ることは大きな課題である。

このため、運航主体である南海フェリー、和歌山市及び徳島市、そして関係機関が連携して、和歌山徳島航路の維持・活性化を図るための取り組みを推進していくこととする。

■ 現状と課題

1. 和歌山徳島航路を取り巻く状況

- ・ 本州四国間には連絡橋が架けられ、特に「明石海峡大橋（平成 10 年供用開始）」供用後は、利用者数の減少に歯止めがかからないといった状況にある。また、近年の石油価格の暴騰や平成 20 年のアメリカ金融危機に端を発した経済状況の悪化、さらには平成 21 年 3 月から実施された「高速道路利用料金の引き下げ」と関連する交通施策により、更なる利用者離れが生じている。
- ・ このため、フェリー運航に係る経営状況は非常に厳しく、南海フェリー和歌山徳島航路も、経営改善の取り組みを重ねてきたものの、同様に運航維持が困難な見通しとなっている。
- ・ 一方で、自動車に起因する CO2 排出量は増加し続けて地球環境問題を深刻化させていること、急速な高齢化社会への進展等で自動車利用が困難な市民が増加しており、公共交通機関によるモビリティの確保が課題となっていること、さらには、市民の多様な価値観に対応した選択可能な社会形成による“暮らし”の質の向上が求められるなど、フェリー等公共交通利用促進に対する要請も高まっている。

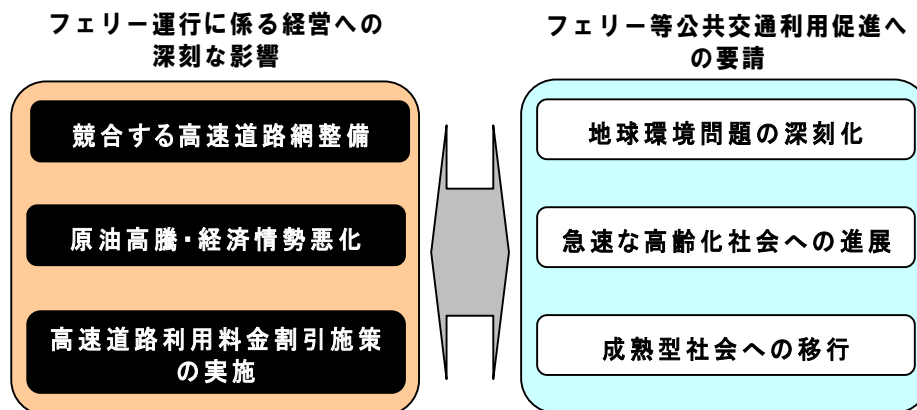


図 1 「南海フェリー和歌山徳島航路」を取り巻く状況

2. 和歌山徳島航路の現状

(1) 運航の現状

- ・ 南海フェリー「和歌山徳島航路」の運航概要は、次のとおりである。

表 1 南海フェリー「和歌山徳島航路」の運航概要

項目	概要
事業	一般旅客定期航路事業「和歌山～徳島航路(近畿第 110 号)」
フェリー	9往復/日
所要時間	2時間
使用船舶	2隻(フェリーかつらぎ:2,571 総トン、フェリーつるぎ:2,604 総トン)

(2) 輸送量の推移

- ・ 自動車航送量は、事業開始後平成 7 年までは増加傾向、特に阪神淡路大震災直後は陸路の代替機能を担ったために急増したが、平成 10 年の明石海峡大橋供用後に急減して、それ以降漸減傾向にある。
- ・ 旅客輸送量は、運航開始後一貫して減少傾向にあり、とくに平成 10 年の明石海峡大橋供用に伴う落ち込みが激しく、それ以降は減少傾向が続いている。
- ・ このため、運航回数も、平成 13 年の高速船廃止後は急激に減便が続いている。

(3) 収支バランスの現状

- ・ 平成 20 年度の収支状況は、わずかに黒字といった状況であり、平成 21 年 3 月からの高速道路料金割引後の利用者の減少を勘案すると、このままの状況が継続すれば確実に赤字に移行するという見通しである。

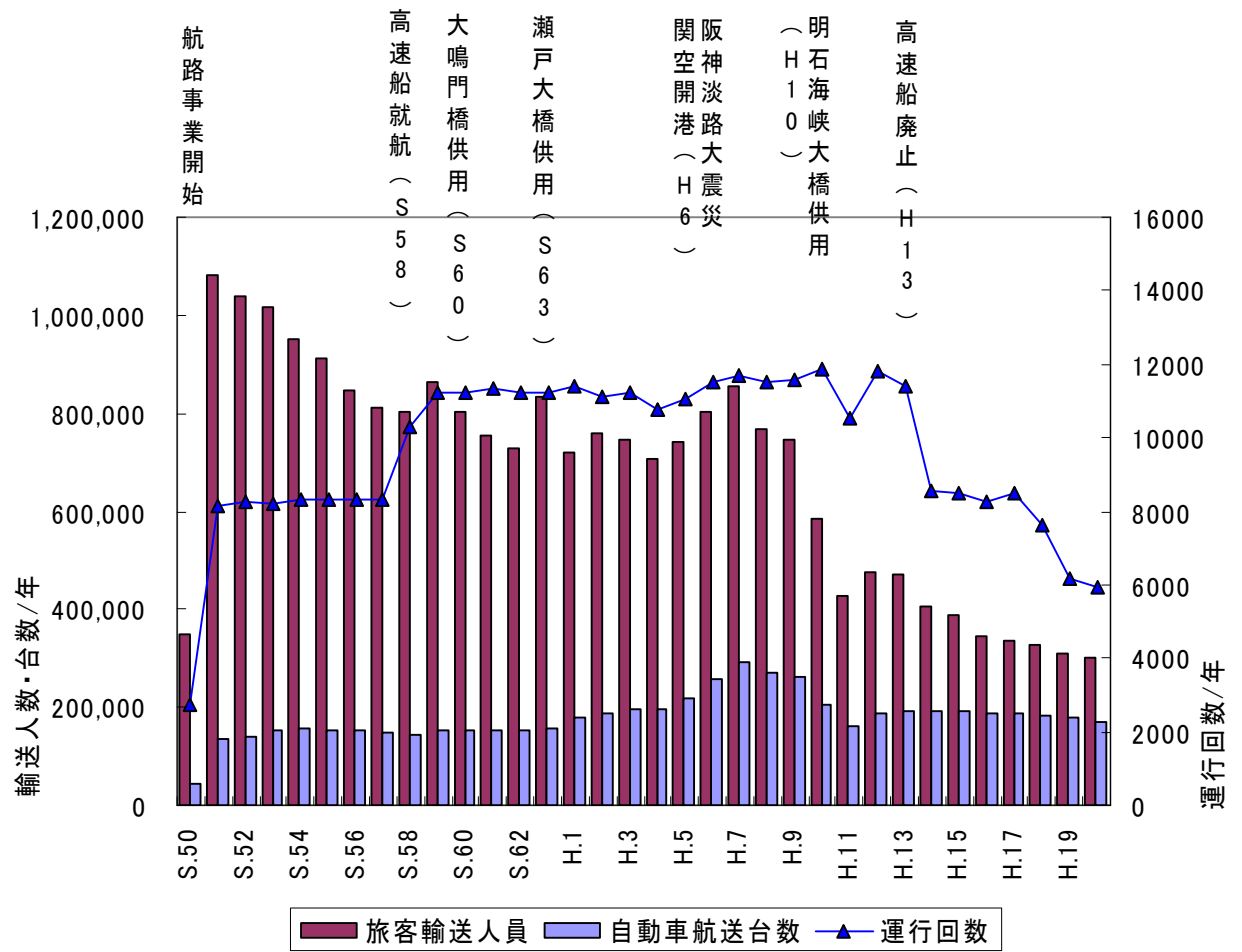


図2 和歌山徳島航路の輸送量推移

3. 和歌山徳島航路活性化・再生に向けた課題

(1) 効果的な利用促進の取り組み推進

- ・ フェリー航路の維持と活性化を図るためには、利用促進が不可欠である。
- ・ 和歌山徳島航路の利用実態及び利用者の特性を踏まえて、次のような視点で効果的な利用促進の取り組みを推進する必要がある。

1. 一般旅客をターゲットとした幅広い利用回帰と掘り起こしに着目した利用促進策の展開（図3、図4）

- ・ 和歌山市、徳島市地域内の市民、団体及び学校への集中的な広報・啓発
- 2. 幅広く多様な媒体を活用した情報提供と広報の推進
 - ・ 一般市民を対象とした多様な媒体による広報と情報提供
- 3. リピーターを確保するための満足度の高いサービスの提供

(2) 経営等効率化の取り組み推進

- ・ これまでにも実施してきた経営等合理化、効率化をさらに進めるために、省エネ技術を活用した運航経費削減による経営等効率化を図る必要がある。

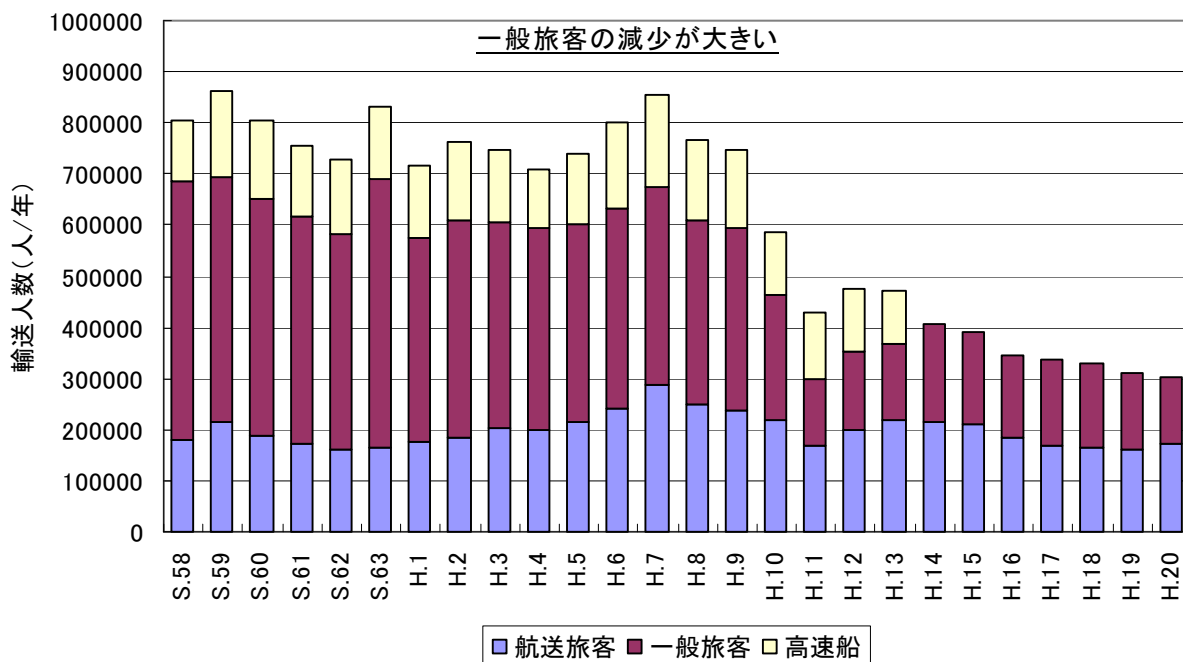


図3 航送/一般別旅客輸送人員の推移

乗用車のシェアが約6割。

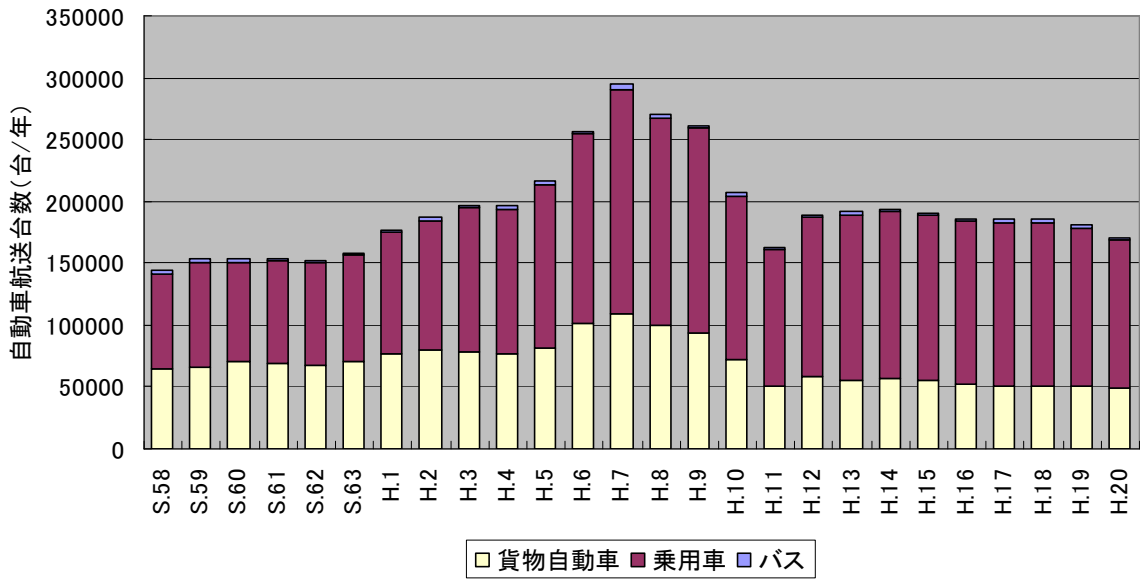
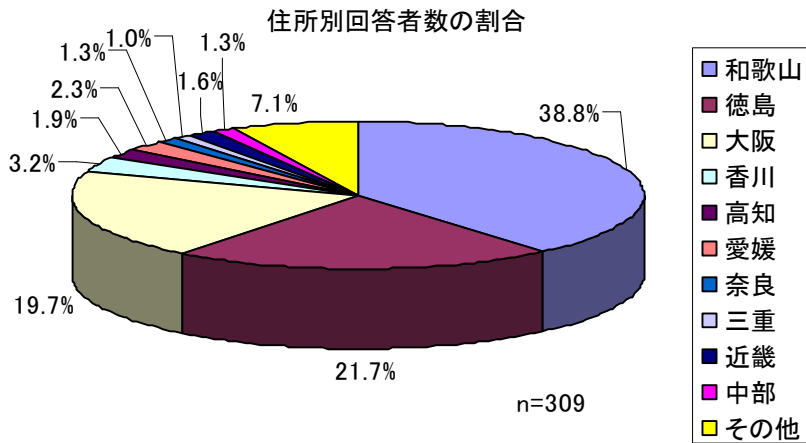
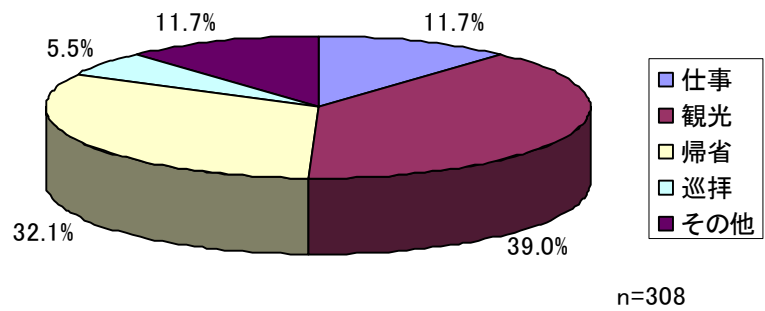


図4 車種別航送台数の推移



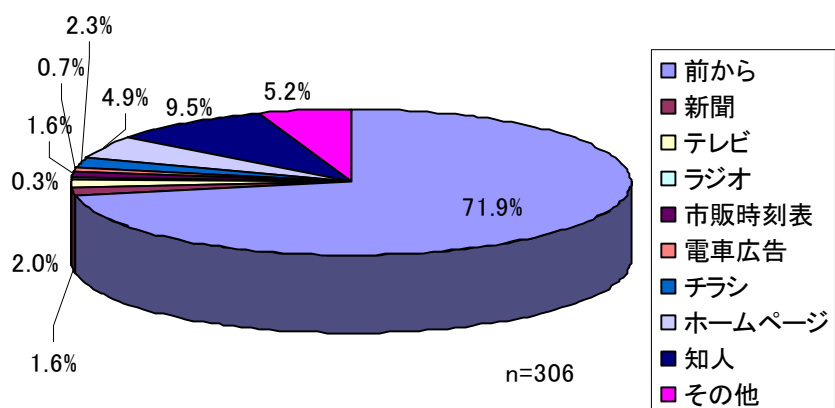
出典: 南海フェリー調べ(平成20年10月~平成21年4月)

図5 利用者の居住地構成



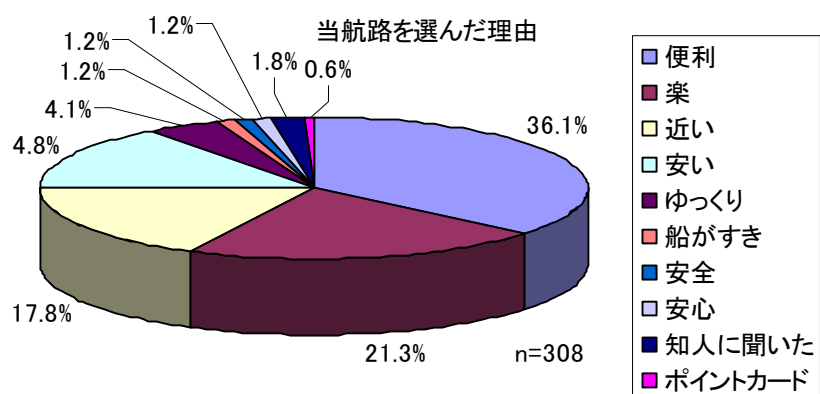
出典: 南海フェリー調べ(平成20年10月~平成21年4月)

図6 利用者の目的構成



出典：南海フェリー調べ（平成20年10月～平成21年4月）

図7 航路を知った媒体など



出典：南海フェリー調べ（平成20年10月～平成21年4月）

図8 南海フェリーを選んだ理由

■ 和歌山徳島航路地域公共交通総合連携計画

1. 基本的な方針

和歌山徳島航路は、和歌山と徳島の地域間交流と生活を支える重要な交通機関として、また、災害時における緊急・救援輸送機関として国民生活を支える重要な役割を担うとともに、陸上輸送から環境負荷の低い海上輸送への転換を促進する役割も有している。

しかし、近年の高速道路や本四架橋などの交通インフラの整備、原油高騰や世界経済の影響による不況、さらには高速道路料金割引施策などの影響で利用者が減少し、その事業運営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

基本的な方針

航路が、和歌山と徳島の地域間交流と暮らしを支える「海の道」として、将来にわたって市民や経済活動、そして観光などの交通に対して、自立して多様な要請に応えるサービスが提供できるよう、交通事業者、市民、行政が連携して、航路の維持と活性化を図るものとする。

2. 連携計画の区域

連携計画の区域は、「和歌山徳島航路」とその主なアクセス圏域である和歌山市と徳島市とする。



図 9 連携計画の区域

3. 目標

和歌山徳島航路の現状と見通しに基づく課題に対応するため、効果的な利用促進施策を進めることを計画目標とし、次のように設定する。

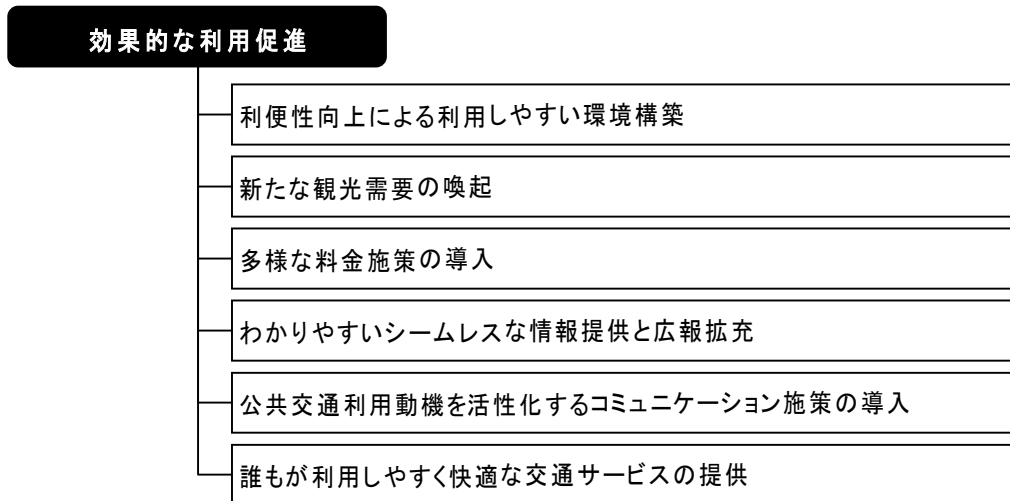


図 10 連携計画の目標

4. 事業の体系と施策及び実施主体

事業を表2に示す体系・施策・事業実施主体などで構成し、利用を促進するという目標の達成に向けた取り組みを行う。

表 2(1/2) 事業の体系と施策及び実施主体等(その1)

施策の体系	施策の内容	実施主体	具体の施策例	評価
利便性向上による利用しやすい環境構築	IT技術の導入及びその活用で利用者の利便性の向上を図り、利用者の利用回帰と顕在化を進める。	南海フェリー	ピタバ端末導入	フェリー利用者数
			割引制度導入に伴うシステム変更	フェリー利用者数
新たな観光需要の喚起	社会見学(遠足等)と船内見学を加えたツアーの誘致、レジャー施設との連携などによって観光需要を創出し、利用を促進する。	南海フェリー、和歌山徳島航路活性化協議会	社会見学(遠足等)及び船内見学を加えたツアー商品の開発誘致	フェリー利用者数
			レジャー施設との提携によるフェリー利用割引乗船券の発行	フェリー利用者数
			大規模イベントとの連携によるツアー商品の開発、推進	フェリー利用者数
			旅館業者との提携による割引乗船券発行、提携旅館のHPでのバナー広告、特産品販売など	フェリー利用者数
多様な料金施策の導入	利用者が便利で喜んで利用していただける多様な料金施策について、社会実験などを通じた検討を加え具体的施策の導入による利用促進を図る。	和歌山徳島航路利用促進実行委員会、南海フェリー、和歌山徳島航路活性化協議会	和歌山徳島航路利用促進調査	フェリー利用者数
			荒天時乗船客への次回利用割引	フェリー利用者数、利用満足度
			高齢者・障害者割引導入	フェリー利用者数
			一般旅客対象タクシー利用料金割引	フェリー利用者数
わかりやすいシームレスな情報提供と広報拡充	利用者の視点に立って、乗り継ぎ情報拡充などのシームレスな情報提供と、利用者の特性に応じた多様な媒体を活用した情報提供で、フェリーの魅力を高め、周知と利用を促進する広報・啓発活動を進める。	南海フェリー、和歌山徳島航路活性化協議会	乗り継ぎ情報拡充やシームレスな情報提供などの利用者の視点からの情報提供拡充	フェリー利用者数、利用満足度
			旅行・鉄道・自動車・地図等雑誌への情報提供やポスター掲示などの多様な情報提供、広報の拡充	フェリー利用者数、利用満足度
			料金割引社会実験時等の自動車運賃割引に伴う利用促進広報	フェリー利用者数
			両港・船内での利用促進イベント開催などの交流促進イベント	フェリー利用者数
公共交通利用動機を活性化するコミュニケーション施策の導入	利用者や運送事業者など、幅広く利用者にコミュニケーションによる働きかけを行い、利用促進を図る。	南海フェリー、和歌山徳島航路活性化協議会	利用者を対象とするコミュニケーション・アンケート調査等による利用の促進	フェリー利用者数
			ホームページへのフェリー利用の魅力や利用を推奨する情報提供等のコンテンツの提供	フェリー利用者数
			運送事業者への情報提供と利用推奨情報提供	フェリー利用者数

表 2(2/2) 事業の体系と施策及び実施主体等(その 2)

施策の体系	施策の内容	実施主体	具体の施策例	評価
誰もが利用しやすく 快適な交通サービスの 提供	船内外の旅客スペースやデッキなどの 船舶施設、みなとターミナルの陸上施設 設備その他の快適で魅力ある空間を創 出して、利用の定着を図る。	南海フェリー	旅客スペースへの授乳室設置	利用満足度
			旅客スペースへのキッズコーナー設置	利用満足度
			野外の屋根及び椅子席増設	利用満足度
			船内安全手すりの増設	利用満足度
			BS放送の受信を実現	利用満足度
			スカイデッキの増設	利用満足度
			船内トイレの洋式便器や手洗い洗面器具など改装	利用満足度
			徳島港ターミナル施設・設備の整備による快適で 魅力ある空間創出	利用満足度
			船内に地域の季節の花を飾り、利用者に進呈する フラワーシップ事業	利用満足度

5. 計画期間

計画期間を平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間とし、可能な限り速やかに事業を集中的に実施し、実施可能な施策から順次実現していく。

表 3 事業スケジュール

施策の体系	施策の内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利便性向上による利用しやすい環境構築	IT技術の導入及びその活用で利用者の利便性の向上を図り、利用者の利用回帰と顕在化を進める。			→
新たな観光需要の喚起	社会見学(遠足等)と船内見学を加えたツアーの誘致、レジャー施設との連携などによって観光需要を創出し、利用を促進する。		→	→
多様な料金施策の導入	利用者が便利で喜んで利用していただける多様な料金施策について、社会実験などを通じた検討を加え、具体的施策の導入による利用促進を図る。	(和歌山徳島航路利用促進調査)		→
わかりやすいシームレスな情報提供と広報拡充	利用者の視点に立って、乗り継ぎ情報拡充などのシームレスな情報提供と、利用者の特性に応じた多様な媒体を活用した情報提供で、フェリーの魅力を高め、周知と利用を促進する広報・啓発活動を進める。	(多様な情報提供、広報の拡充等)		→
公共交通利用動機を活性化するためのコミュニケーション施策の導入	利用者や運送事業者など、幅広く利用者にコミュニケーションによる働きかけを行い、利用促進を図る。	(利用者を対象とするコミュニケーション・アンケート調査等)		→
誰もが利用しやすい快適な交通サービスの提供	船内外の旅客スペースやデッキなどの船舶施設、みなとターミナルの陸上施設設備その他の快適で魅力ある空間を創出して、利用の定着を図る。	(野外の屋根及び椅子席増設、ターミナル施設・設備の整備等)		→

6. 計画の実現・評価・改善のために

(1) 事業推進体制

本計画を推進して実現していくためには、交通事業者、行政団体、そして市民がそれぞれの役割を分担して果たしていく事が重要であり、事業の主体は目標を共有し、緊密に連携を図りながら、より利用しやすいフェリー航路づくりをすすめていくこととする。

表 4 関係主体に期待する役割

主体	構成者	期待する役割
交通事業者	南海フェリー(株)他	行政団体との連携を図り、市民の意見を聞きながら、計画の推進に向けた積極的な事業展開を期待する。
行政団体	市、県、国、関係機関	本計画は和歌山県及び徳島県間の交流と暮らしを支える交通政策であり、市は、県、国及び関係機関と連携を図りながら、関連部局、交通事業者、市民と一体となって事業を推進する
市民	利用者、地域団体、事業所団体、事業所、従業員、学校など	直接の利用者、受益者として、施策の選択、計画、推進、維持、管理、そして場合によっては相応の負担など、積極的な参画と協働を期待する。

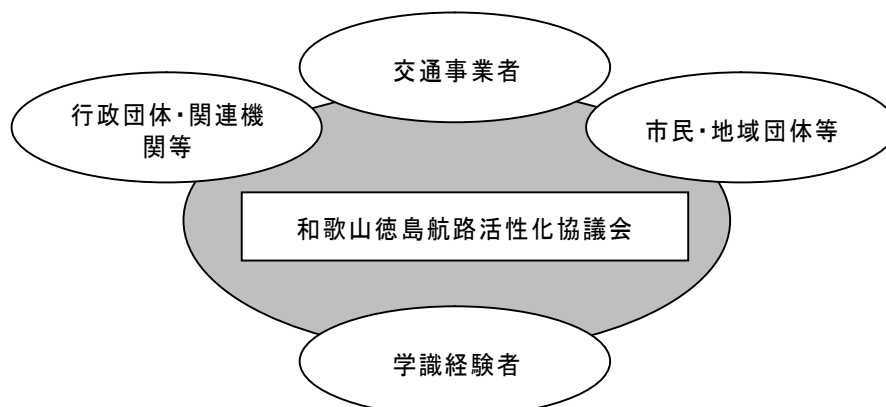


図 11 事業推進体制

(2) 事業の評価と改善

各事業実施主体は、本計画に基づいて施策の実施を速やかに進めていくこととするが、社会情勢、技術革新、事業の進捗状況や財政状況などの公共交通を取り巻く環境は常に変化しているため、本計画は固定的なものではなく、取り巻く環境の変化を考慮し、事業効果を確認したうえで、協議会で1年毎に評価検討し、現実に即した計画にしていくこととする。

また、各施策を効果的、且つ持続的に展開するため、計画に際しての事前評価と共に、実施後の検証・評価を行い、施策の見直しなどを行ってより望ましいフェリー航路としていくこととする。

和歌山徳島航路活性化協議会規約

平成21年9月29日制定

平成21年12月2日改正

(目的)

第1条 和歌山徳島航路活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議、連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を和歌山県和歌山市湊2835-1に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員の互選により職務を代理する者を選任し、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は別表に掲げる者とする。

- 2 会長は、必要があると認めた時、委員の構成を変更または追加することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長は会長もしくは委員の互選により選出する。

2 会議の議決方法は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、和歌山市・徳島市及び南海フェリー株式会社で事務局を組織する。

2 事務局は、南海フェリー株式会社内に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会予算をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年9月29日から施行する。

附則

この規約は、平成21年12月2日から施行する。

別 表

和歌山徳島航路活性化協議会委員名簿

平成 21 年 12 月 2 日現在

五十音順 敬称略

	氏 名	所 属	役 職	備 考
1	かぶと ひであき 兜 秀昭	南海フェリー株式会社 (和歌山徳島航路利用促進実行委員会)	代表取締役社長	会 長
2	こんどう ふみあき 近藤 文彰	徳島県県土整備部運輸政策総局港湾空港企画課	課 長	
3	つじ ともはる 辻 誠治	国土交通省四国地方整備局港湾空港部港湾計画課	課 長	
4	つじもと かつひさ 辻本 勝久	和歌山大学経済学部	准教授	
5	なかにし まさよし 中西 雅美	和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課	課 長	
6	なかもと よりあき 中本 頼明	徳島県県土整備部運輸政策総局交通政策課 (和歌山徳島航路利用促進実行委員会)	課 長	監 査
7	はやし けんたろう 林 健太郎	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課	課 長	
8	ふじもと たくじ 藤本 拓司	和歌山県企画部地域振興局総合交通政策課 (和歌山徳島航路利用促進実行委員会)	課 長	監 査
9	まつもと やすのり 松本 泰典	徳島市都市整備部まちづくり推進総室地域交通課	課 長	事務局次長
10	よします けん 吉増 健	和歌山市総務局企画部交通政策課	課 長	事務局長

オブザーバー

	氏 名	所 属	役 職	備 考
	くろだ ただお 黒田 唯雄	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	
	とさ ひろむ 土佐 弘	国土交通省近畿運輸局海事振興部旅客課	課 長	
	まなべ えいじ 眞鍋 栄司	国土交通省四国運輸局徳島運輸支局	首席運輸企画専門官	